

Q10. 河川整備基本方針と河川整備計画の関係

A10. 「河川整備基本方針」とは、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示すもので、「河川整備計画」は「河川整備基本方針」を受けて当面20～30年間に実施する具体的な河川の整備を定めるものです。

河川整備基本方針（長期的な基本計画）

河川法第16条「河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他該当河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めておかなければならない。」

・河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減
河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
河川環境の整備と保全

・河川の整備の基本となるべき事項

基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
主要な地点の計画高水流量
主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量
主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅

- * 基本高水、洪水防御計画の基本となる洪水で、ダム等の人工的な貯留施設による調整を受けず、流域に降った雨がそのまま河川に流れ出る洪水
- * 計画高水基本高水が各種の貯留施設により洪水調整された後に、河川に流れ出る洪水
- * 計画高水位、河川改修後において計画高水流量を安全に流下させうる水位

河川整備計画（20～30年の具体的・段階的な計画）

河川法第16条の2「河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない。」

・河川整備の目標

河川整備計画の対象区間、対象期間
洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
河川環境の整備と保全に関する目標

・河川整備の実施に関する事項

河川工事の目的、種類及び施工の場所
当該工事による主要な河川管理施設の機能
河川の維持の目的、種類、施工の場所